

# 奈良市公報

号外第4号

令和2年6月条例他

令和3年3月31日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
制作 株式会社JITSUGYO

## 目次

### 条 例

月 日	番号	件 名	主 管
6 29	27	奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課
6 29	28	奈良市手数料条例の一部を改正する条例	市民課
6 29	29	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	市民課
6 29	30	奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例	企業出納課
6 29	31	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	医療政策課
6 29	32	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例	議会事務局

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
6 25	45	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	障がい福祉課
6 29	46	奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
6 29	47	奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則	福祉政策課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
6 30	373	奈良市高齢者施設等の安全対策強化事業補助金交付要綱	介護福祉課
6 30	374	奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	介護福祉課

### 訓 令 甲

月 日	番号	件 名	主 管
6 2	11	奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	人事課

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
6 1	32	配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示	水道計画課
6 15	17	奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程	経営企画課
6 29	18	奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	企業出納課

### 教 育 委 員 会

月 日 番号 件 名

6 30 12 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

学校教育課

**条 例**

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第27号**

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務手当の特例）

- 4 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第18条の規定は、適用しない。
- 5 前項の手当の額は、日額4,000円を超えない範囲内において規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項及び第5項の規定は、令和2年1月27日以後に行われた業務に係る防疫等業務手当について適用する。

（令和2年6月29日揭示済）

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第28号**

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第14の3項を次のように改める。

14の3	除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項の規定に基づく除票に記載	1通につき 300円
------	-----------------------	---	---------------

されている事項を記載した書類又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付

別表第14の4項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「（平成25年法律第27号）」を加え、「（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号又は住民票コードの変更により返納した場合及び国外転出により返納した場合の再交付を除く。）」を削り、同表第15項の次に次のように加える。

15の2	戸籍の附票の除票の写し交付手数料	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項、第4項又は第5項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき 300円
------	------------------	--	---------------

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（令和2年6月29日揭示済）

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第29号**

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第4項第2号中「未成年者」の次に「、成年被後見人」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年6月29日揭示済）

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第30号**

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年5月分及び同年6月分の料金の特例）

- 3 令和2年5月分及び同年6月分（第30条第1項ただし

書の規定によりメーターの点検が毎月行われた場合にあっては、令和2年6月分及び同年7月分)の料金に係る第26条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる料金の合計額」とあるのは、「第2号に掲げる料金の額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年6月29日揭示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第31号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第7号中「血液内科」を「血液・腫瘍内科」に改める。

別表第1保険外併用療養費(医科)の項を次のように改める。

保険外併用療養費 (医科)	初 診	1回につき	5,500円
	再 診	1回につき	2,750円

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(令和2年6月29日揭示済)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第32号

フリガナ		性別	男・女	を
受診者氏名				

フリガナ		に改める。
受診者氏名		

別記第15号様式、第16号様式及び第17号様式中

フリガナ		性別	を
氏名			

フリガナ		に改める。
受診者氏名		

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例(平成20年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(議員報酬及び期末手当の額の特例措置)」を付し、附則第1項の次に次の1項を加える。

(議員報酬の額の特例)

2 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合における議員報酬の月額は、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(令和2年6月29日揭示済)

規 則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第45号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年奈良市規則第80号)の一部を次のように改正する。

別記第14号様式中

## 附則

(施行期日)

- この規則は、令和2年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。  
(令和2年6月25日揭示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

奈良市長 仲川 元 庸

## 奈良市規則第46号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の見出し及び2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務手当の特例)

- 条例附則第4項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。
  - 新型コロナウイルス感染症の患者があった施設等の内部において行われた救護業務
  - 新型コロナウイルス感染症の患者があった施設等からの移動時の動線上及び自動車の車内において行われた業務（自動車の運転を除く。）
  - 新型コロナウイルス感染症の患者から検体を採取する業務
  - 前号の業務を介助する業務
  - その他市長が前各号に掲げる業務に相当すると認める業務
- 条例附則第5項の規則で定める額は、日額3,000円とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務に従事した場合には、日額4,000円とする。

## 附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則附則第2項及び第3項の規定は、令和2年1月27日以後に行われた業務に係る防疫等業務手当について適用する。  
(令和2年6月29日揭示済)

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を

改正する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

奈良市長 仲川 元 庸

## 奈良市規則第47号

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則（平成18年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 法第115条の45第1項第1号ニの規定に基づき第1号介護予防支援事業を行うこと。  
第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。
- 法第115条の45第2項第1号から第6号までに掲げる事業を行うこと。

第7条中「次に掲げる」を「市長が適当と認める」に改め、同条各号を削る。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和2年7月1日から施行する。

(令和2年6月29日揭示済)

## 告 示

## 奈良市告示第373号

奈良市高齢者施設等の安全対策強化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月30日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市高齢者施設等の安全対策強化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 高齢者施設等において実施する安全対策を強化するための整備事業として、安全性に問題のあるブロック塀の改修等に必要な経費について、予算の範囲内において奈良市高齢者施設等の安全対策強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例（昭和47年奈良市条例第23号）及び奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢者施設等」とは、次に掲げる施設等をいう。

- 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）
- 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）
- 介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第



123号。以下「法」という。)第8条第28項に定める介護老人保健施設をいう。)

- (4) 介護医療院(法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。)
- (5) 養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)
- (6) 有料老人ホーム(老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、同項の規定による届出を行ったものをいう。)
- (7) 通所介護事業所(法第8条第7項に規定する通所介護を行う事業所をいう。)
- (8) 老人短期入所施設(法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所をいう。)
- (9) 地域密着型通所介護事業所(法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。)
- (10) 認知症対応型通所介護事業所(法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所をいう。)
- (11) 認知症高齢者グループホーム(法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。)
- (12) 小規模多機能型居宅介護事業所(法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。)
- (13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。)
- (14) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所をいう。)

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内に高齢者施設等を有し、及び運営する事業者であって、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税(法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。)を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱(平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知)に規定する高齢者施設等の安全対策を強化するためにブロック塀の改修等を行う事業とす

る。ただし、次に掲げる事業については、補助の対象としない。

- (1) 高齢者施設等の目的以外の用途に使用するためのもの
- (2) 他の事業による助成対象となる事業
- (3) その他支援事業として適当と認められないもの
- (4) ブロック塀等の撤去のみを行う事業  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)のうちブロック塀の撤去に要する費用とする。ただし、他の負担金又は補助金において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含むものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に国庫補助率である2分の1を乗じて得た額及び市補助率である4分の1を乗じて得た額(これらの額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合計とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第7条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書(別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第8条 この要綱による補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業者は、市長の承認を受けて補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより、収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付することがあること。
- (2) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (3) 事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (4) 事業者は、補助対象経費について、重複してお年玉付郵便葉書等寄附金配分金の交付を受けないこと。

- (5) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (6) 事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により速やかに市長に報告すること。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終

了後5年間保管すること。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

- (8) 事業者が補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
  - (9) 事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- （完了実績報告の添付書類）

第9条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書（別記第4号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第5号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年6月30日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

申請額算出内訳書

（単位：円）

総事業費 A	補助対象経費の 実支出額 B	寄附金その他の 収入額 C	差引額 D = A - C	補助金の額 E (国負担)	補助金の額 F (市負担)

- (注) 1 A欄には、ブロック塀等改修整備事業費の総額を記入すること。
- 2 B欄には、総事業費のうち、ブロック塀の撤去に要する費用の額を記入すること。
- 3 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/2を乗じた額を記入すること（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。
- 4 F欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/4を乗じた額を記入すること（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。
- 5 E欄とF欄の合計額は、内示による補助金額を限度とする。

第2号様式 (第7条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名称：

イ 運営法人：

ウ 所在地：

エ 定員数：定員 人

(2) 補助対象事業の目的及び効果

ア 目的：

イ 効果：

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係 ( 自己所有・借地 ) ※いずれかを○で囲んでください。

イ 建物の所有関係 ( 自己所有・借家 ) ※いずれかを○で囲んでください。

ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>

(2) 財源内訳

ア 補助金

イ 補助事業者負担金

(内訳) 寄附金

借入金

ウ 合計

(3) 施工期間

ア 契約予定年月日

イ 着工予定年月日

ウ 竣工予定年月日

(4) その他添付書類

ア 入札結果報告書

イ 配置図、平面図 ( 部屋等ごとの面積が入ったもので、専有・共有部分を色分けにより明示した )、求積図

ウ 設計図書等

エ 工事費等内訳書

オ 工事工程表 (様式自由)

カ その他市長が必要と認める書類

第3号様式 (第8条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者

住所

法人名

代表者名

㊤

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

第 年 月 日付 第 号で補助金の交付を受けた奈良市高齢者施設等の安全対策強化

事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 事業実績報告による精算額 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要補助金返還相当額) 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第4号様式 (第9条関係)

精算額算出内訳書

				(単位:円)
総事業費 A	補助対象経費の 実支出額 B	寄附金その他の 収入額 C	差引額 D = A - C	補助金の額 F (市負担)
				補助金の額 E (国負担)

- (注) 1 A欄には、ブロック塀等改修整備事業費の総額を記入すること。  
 2 B欄には、総事業費のうち、ブロック塀の撤去に要する費用の額を記入すること。  
 3 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/2を乗じた額を記入すること (1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)  
 4 F欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/4を乗じた額を記入すること (1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)  
 5 E欄とF欄の合計額は、内示による補助金額を限度とする。

第5号様式 (第9条関係)

事業実績報告書

- 1 対象施設の概要
- (1) 施設名称、運営法人、所在地及び定員数
- ア 名称：  
 イ 運営法人：  
 ウ 所在地：  
 エ 定員数：定員 人
- (2) 補助対象事業の目的及び効果
- ア 目的：  
 イ 効果：
- 2 事業内容
- (1) 施設の規模及び構造
- ア 敷地の所有関係 ( 自己所有・借地 ) ※いずれかを○で囲んでください。  
 イ 建物の所有関係 ( 自己所有・借家 ) ※いずれかを○で囲んでください。  
 ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>
- (2) 財源内訳
- ア 補助金 円  
 イ 補助事業者負担金 円  
 (内訳) 寄附金 円  
 借入金 円  
 ウ 合計 円
- (3) 施工期間
- ア 契約年月日 年 月 日  
 イ 着工年月日 年 月 日  
 ウ 竣工年月日 年 月 日
- (4) その他添付書類
- ア 工事請負契約書 (原本写)  
 イ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し (領収書の写し)  
 ウ 写真 (工事着工前及び着工後)  
 エ その他市長が必要と認める書類



(令和2年6月30日揭示済)

奈良市告示第374号

奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金交付要綱（令和元年奈良市告示第427号）の一部を次の

ように改正する。

第4条中「となる事業」の次に「(1事業所につき燃料タンクを除く総事業費が500万円以上のものに限る。)」を加える。

第6条中「(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に2分の1を乗じて得た額とし、1事業所につき459万円を限度とする。」を「に国庫補助率である2分の1を乗じて得た額及び市補助率である4分の1を乗じて得た額(これらの額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合計とする。」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第7条関係）

申請額算出内訳書

(単位：円)				
総事業費 A	補助対象経費の 実支出額 B	寄附金その他の 収入額 C	差引額 D = A - C	補助金の額 F (市負担)
				補助金の額 E (国負担)

(注) 1 A欄には、非常用自家発電設備整備事業費の額を記入すること。

2 A欄は500万円を下限とする(燃料タンクを除く)。

3 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/2を乗じた額を記入すること(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる)。

4 F欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/4を乗じた額を記入すること(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる)。

別記第5号様式を次のように改める。  
第5号様式（第8条関係）

精算額算出内訳書

(単位：円)					
総事業費 A	補助対象経費の 実支出額 B	寄附金その他の 収入額 C	差引額 D = A - C	補助金の額 E (国負担)	補助金の額 F (市負担)

(注) 1 A欄には、非常用自家発電設備整備事業費の額を記入すること。

2 A欄は500万円を下限とする（燃料タンクを除く。）。

3 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/2を乗じた額を記入すること（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。

4 F欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/4を乗じた額を記入すること（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。

附 則

この告示は、令和2年6月30日から施行する。

(令和2年6月30日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第11号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年6月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和44年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

別表市民課の部市民サービスセンターの項の次に次のように加える。

マイナ カード センタ ー	一 般 事 務 職	時差 勤務	1週間当たり 38時間45分と する。	1時 間	日曜日及び職 員ごとに4週 間につき4日 の割合で所属 長が定める日
------------------------	-----------------------	----------	---------------------------	---------	--

附 則

この訓令は、令和2年6月12日から施行する。

(令和2年6月2日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第32号

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月1日

奈良市公営企業管理者  
池 田 修

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱（平成27年奈良市企業局告示第82号）の一部を次のように改正する。

別表中「20.29%」を「22.72%」に、「18.89%」を「21.07%」に、「15.65%」を「17.23%」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後における配水管等の破損事故に係る工事負担金

請求について適用し、同日前における配水管等の破損事故に係る工事負担金請求については、なお従前の例による。

(令和2年6月1日揭示済)

#### 奈良市企業局管理規程第17号

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月15日

奈良市公営企業管理者  
池田修

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程  
奈良市企業局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2第14号中「結婚する」を「結婚し、又はこれに準ずるものとして管理者が認めるもの（以下この号において「結婚等」という。）をする」に、「結婚式」を「挙式」に改め、「その他の結婚」の次に「等」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(令和2年6月15日揭示済)

#### 奈良市企業局管理規程第18号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月29日

奈良市公営企業管理者  
池田修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年5月分及び同年6月分の特別料金の特例)

2 令和2年5月分及び同年6月分（条例第30条第1項ただし書の規定によりメーターの点検が毎月行われた場合にあつては、令和2年6月分及び同年7月分）の条例第27条第1項に規定する特別料金に係る第25条第2項の適用については、同項中「次の表に掲げるところによる」とあるのは「0円とする」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和2年6月29日揭示済)

### 教育委員会

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

奈良市教育委員会

教育長 北谷雅人

#### 奈良市教育委員会規則第12号

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年奈良市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(令和2年度における休業日の特例措置)

2 小学校及び中学校の令和2年度における第4条第1項第3号の夏期休業日については、同号の規定にかかわらず、小学校第1学年及び第2学年にあつては8月1日から8月24日まで、小学校第3学年から第6学年まで及び中学校にあつては8月8日から8月24日までとする。

3 高等学校の令和2年度における第37条第1項第3号の夏期休業日については、同号の規定にかかわらず、8月1日から8月31日までとする。

附則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(令和2年6月30日揭示済)